

近世京都における公家の都市生活に関する研究

— 居住形態・信仰形態を中心として —

主査 登谷 伸宏*1

委員 岸 泰子*2

堂上公家久世家は近世を通して町人地に居住した。本研究では久世家の町における居住形態、信仰形態に焦点を当て、近世における公家の都市生活の実態について検討した。本研究で明らかとなった点をつぎに示す。①久世家は近世を通して屋敷地を集積したが、町人と同様諸役を負担するとともに、家として町運営にも参加した。②久世家は仏事を通して寺院社会と深く関係していたが、それと同時に、仏事に必要な商品や労働力をさまざまな商人・職人に求めていた。③久世家の当主は日常的に内裏周辺の特定の寺社へ参詣するとともに、定期的に洛中・洛外の決まった寺社へも参詣しており、その都市生活は信仰と密接につながったものであった。

キーワード : 1) 公家, 2) 町人地, 3) 居住形態, 4) 屋敷地, 5) 町運営, 6) 信仰形態,
7) 仏事, 8) 参詣, 9) 京都, 10) 近世

A STUDY OF THE URBAN LIFE OF COURT NOBLE IN EARLY MODERN KYOTO

— Focusing on The Urban Dwelling and The Religious Life —

Ch. Nobuhiro Toya

Mem. Yasuko Kishi

Kuze family, one of the members of the high court nobility, occupied townsmen land in early modern period. This study considers the urban life of Kuze family focusing on the dwelling in town and the religious life. The following is discussed; ①Kuze systematically expanded their townsmen-land property through the procurement and accumulation during the early modern period, and bore the taxes as same as townsmen. ②The funeral and the Buddhist service of Kuze were supported by particular temples, many merchants and craftsmen. ③Head of Kuze systematically made a pilgrimage to regular temples and shrines.

はじめに

1980年代以降、近世都市史研究は飛躍的に進展した。これらの研究は江戸・大阪を中心に進められたが、建築史学をはじめ、文献史学、考古学など学際的な研究領域となったことで、江戸・大阪の都市空間構造、都市社会構造の特質が多面的かつ重層的なかたちで示されるようになった^{註1)}。

一方、江戸・大阪とならび三都のひとつに数えられる京都については、他の二都に比べ町方社会以外の研究が立ち後れているといえよう。これまでの近世京都に関する研究は、町方社会、特に町・町組といった地縁の共同体に関する研究が中心となっており、公家、武家、寺社といった諸社会集団の都市における存在形態、相互の社会的関係についてはほとんど明らかにされてこなかった。本研究で取り上げる公家社会については、内裏・院御所を中心として形成された公家町の形成過程、空間構成を中心に研究が蓄積されているが^{註2)}、専ら公家社会が公

家町に集住したという都市の分節構造に注目が集まり、公家町における集住の実態、都市居住者としての公家の存在形態などへの視角を欠落したものとなっている。都市における公家の生活の実態については未だ検討すべき課題が山積しているのである。

こうした研究段階を受け、筆者は別稿において17世紀後半における公家の集住形態について検討した。そのなかで、親王家、摂家、旧家に属する公家は「築地之内」という公家のみが居住する地区に屋敷地を所持したのに対し、近世以降創立・再興した公家の多くは町人地に屋敷地を獲得し、「築地之内」を取り巻くように居住していたことを明らかにした^{註1)}。だが、そこでは公家の集住の実態に焦点を当て検討したため、各公家の都市生活のあり方については触れることができなかった。

そこで、本研究では堂上公家久世家を取り上げ、その都市における生活のあり方について検討することとする。久世家は、後述するように、近世以降創立された公家の

*1 京都大学 研修員

*2 京都大学大学院工学研究科建築学専攻 助手

一家であり、近世を通して町人地に居住した。その意味では、近世以降創立・再興した公家の典型的な事例とすることができる。また、久世家については膨大な史料が残されており^{注3)}、近世における公家の都市生活の実態について詳細に検討することが可能だと考えられる。

その際に主要な論点として挙げられるのが、①久世家の町における居住形態、②久世家の信仰形態、である。公家の日常生活は朝廷への勤仕と屋敷での居住により成立していた。また、それと同時に先祖の供養、神仏への祈りも日常生活のなかで切り離せないものであった。したがって、これらの論点を中心に論じることで、久世家の都市生活の実態を明らかにできるとともに、町方社会、寺社社会など他の諸社会集団との関係についても検討することができよう。なお、本研究では久世家に関する文書のなかでも比較的残存状況が良い、近世後期、とりわけ文政・天保期を中心に考察することとする。

1. 町における久世家の居住形態

1.1 町人地における屋敷地の集積過程

まず、久世家について簡単に説明を加えておきたい。久世家は久我家19代敦通の子通式を祖とする堂上公家で、近世以降に創立された公家の一家である。元和5年(1619)には下久世村に200石の所領を与えられた。家格は羽林家に属し、4代通夏以降は代々権大納言まで昇進している。堂上公家のなかでは家格、所領とも中程度に属する家であった。

久世家は家を創立して以来屋敷地を拝領することができず、堀川通一条上ル舟橋町に借屋居住していた。寛文11年(1671)には後水尾院御所東側の荒神町に屋敷地を拝領したが、間もなくその屋敷地を家来に譲渡し、延宝元年(1673)12月に今出川通小川下針屋町と西隣の東今町にまたがる屋敷地を、狩野弥平次という者から買得した(図1-1)。屋敷地は内裏の西北に位置しており、公家屋敷地の集中する「築地之内」からはやや離れていた。

以後、久世家は明治期に至るまで針屋町に居住したが、近世を通して隣接する家屋敷を集積し、明治期には1000坪以上の屋敷地を所持することとなった。集積された屋敷地のうち借屋経営に用いられたものはごく限られており、そのほとんどは公家としての生活を営むのに必要な殿舎や馬場などの敷地として用いられた^{注2)}。

以上のような屋敷地の集積の過程は別稿で明らかにした通りだが、本研究の分析対象である天保期までの集積過程を示すと表1-1、図1-2のようになる^{注4)}。ここからは、久世家の屋敷地集積の特徴として、①屋敷地に隣接する家屋敷を買得・借地することで拡張を進めたこと、②屋敷地を買得する場合は名代を立てていること、③屋敷地全体を借地する場合には永借地とし、部分的に借地する場合には年限を設定することなどが挙げられる。

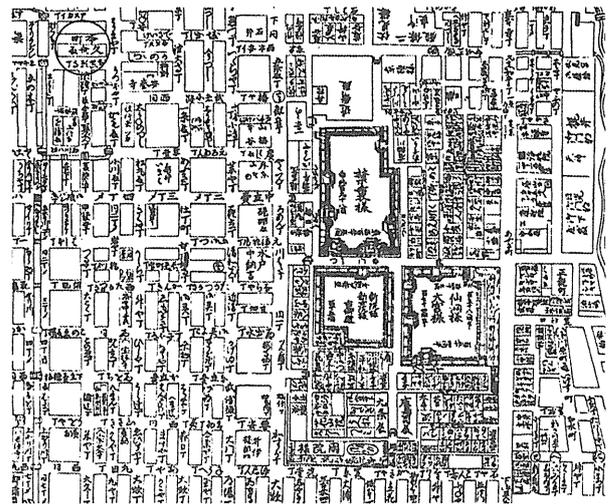


図1-1 久世家屋敷地位置図

『増補改板京大絵図 乾』(延享3年頃)『新撰 京都叢書』第11巻下 臨川書店 1987

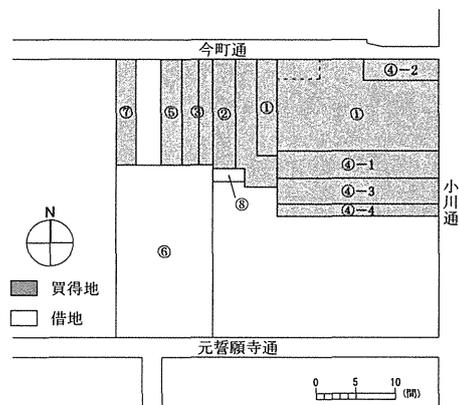


図1-2 天保15年(1844)頃の久世家屋敷地復元図(推定)

(『上京拾二番組 御改正絵図面』『小川小学校所蔵文書』(京都市歴史資料館架蔵写真帳)をもとに作成。破線は明治2年の町境)

1.2 屋敷地集積に対する町の対応

久世家は近世を通して屋敷地を集積したが、必ずしも自由に屋敷地を獲得できたわけではなかった。町人の所持する家屋敷は町が共同で所持するものでもあり、個々の町人の意思のみで売買できなかったからである。さらに、近世中期以降には特定の町人に屋敷地が集中することを防ぐため、町式目で屋敷地の集積を規制する町もあった。こうした状況において久世家はどのように屋敷地を集積していったのだろうか。ここでは久世家の屋敷地集積に対する町の対応を、1)買得地、2)借地に分けて検討していきたい。

1)買得地 久世家は延宝元年に初めて屋敷地を買得したが、このときの町の対応については史料的限界からその詳細を明らかにすることはできない。久世家は屋敷地を買得した後朝廷に諸役免除を願い出ており、延宝4年には東今町に面する屋敷地に対して諸役免除が^{注5)}、針屋町に面する屋敷地に対して三軒役分の諸役免除が許可されている^{注6)}。公家が諸役を免除されるということは、他の町人が公家の負担するはずであった諸役を余分に負担しなければならず、諸役免除の特権を行使しない

表1-1 久世家の屋敷地集積過程

屋敷地	年代	所在	間口	奥行	代銀	獲得方法	売主・貸主	軒役	名代
①	延宝元(1673)年	東今町 針屋町	2間半	12間2尺	1貫目 19貫500目	買得	狩野弥平次	一軒役 三軒役	
②	享保5(1720)年	東今町				買得	海津屋七兵衛	一軒役	福嶋屋嘉兵衛
③	元文5(1740)年	東今町	1間半1尺9寸 2間7寸	14間8尺 14間9寸	合計1貫目	買得	星丸屋九兵衛	一軒役 一軒役	福嶋屋嘉兵衛
④-1	安永3(1774)年	針屋町	3間3尺2寸2歩	20間2尺3寸		永借	福嶋屋嘉兵衛	一軒役	
④-2		針屋町	2間3尺1寸	9間3尺1寸8歩	(750目)	永借	彫物屋喜平次	一軒役	
④-3	安永5(1776)年	針屋町	3間2尺	20間2尺3寸	(3貫300目)	永借	福嶋屋嘉兵衛	一軒役	
④-4		針屋町	1間半6寸	20間2尺3寸	(1貫200目)				
⑤	文政3(1820)年	東今町			2貫250目	永借	升屋まき	一軒役	
⑥	文政5(1822)年	東町	12間1尺	24間	53匁/月、200 疋/二季	借地	松村弥三郎		
	天保3(1832)年	東町	4間	4尺5寸	金10両、年限 50年	借地	柗屋政七		
	天保9(1838)年	針屋町	3間3尺2寸2歩	20間2尺3寸	金30両	買得	佐々木政右衛門	四軒役	岡本縫殿
			2間3尺1寸	9間3尺1寸8歩					
			3間2尺	20間2尺3寸					
			1間半6寸	20間2尺3寸					
⑦		東今町			2貫500目	買得	俵屋長兵衛	一軒役	山崎志津磨
⑧	天保10(1839)年	東町	4間	6尺5寸	金26両2分、 年限50年(諸 費用含)	借地	柗屋政七		

旨を買得の条件にする町もあった^{文3)}。また、町のなかには堂上公家の居住自体を断るところもあった^{文4)}。その意味では、延宝期における屋敷地の買得については町側の規制がなかったということができよう。だが、諸役免除の特権が行使されたのはこの時のみであり、それ以降に買得した屋敷地については他の町人と同様軒役を負担している。その要因は明らかではないが、町との間に諸役免除の行使を規制する何らかの交渉があったと推測される。

その後、屋敷地買得に対する町の対応が明らかとなるのは、文政3年(1820)の八文字屋久右衛門家屋敷買得の事例、および天保9年(1838)の佐々木政右衛門屋敷地買得の事例においてである。

文政3年12月、久世家は屋敷地の東今町側に隣接する久右衛門の家屋敷を買得した(屋敷地⑤)。だが、東今町は久世家が家来を名代として買得することを認めず、同町町人である升屋まきを名代に立てよう申し出た(「役所日記」文政3年12月18日条)^{注7)}。後に述べるように、家来を名代として買得することは、久世家の屋敷地であることを明示することとして認識された。すなわち、町側は表向き升屋が買得した屋敷地を久世家が永借するという形式をとるよう要求したのである。町側の理由について「役所日記」には「少々御差支有之」とのみ記されており、具体的な理由については不明である。だが、このとき久世家は東今町に五軒役の屋敷地を所持しており、表向き久世家への屋敷地集中を規制することがその要因となっていたと考えられ、結局、久世家は町の要求に従いまきを名代として買得に至っている。

だが、文政12年5月にまきから息子千之助、従妹みつへ屋敷地が相続されることとなった際には、ふたたび町と交渉を行っている。このときも久世家はまきから家来

への屋敷地の譲渡を希望したが、町側は「一向御家来へ帳切二いたし候てはいかゞ式」として久世家の申し出を断った。これに対して、久世家もこのような意向を示した町との交渉を続けることによりそれ以降の買得の障害となることを恐れ、千之助・みつへの相続を認めざるをえなかった(文政11年5月29日条)。

さらに、天保9年には針屋町の屋敷地(屋敷地④)をめぐる同様の問題が起きている。天保8年5月、久世家の家来であった六角敦文の死去にともない屋敷地が弟で同じく久世家の家来であった佐々木政右衛門と、妹の若枝に譲渡された。この屋敷地は寛政元年(1798)に大文字屋孫兵衛から六角敦文へ譲渡されたものだが、本来は安永3、5年(1774、6)に久世家が町人の名前で買得した屋敷地であった^{文2)}。久世家がこの屋敷地を所持することに対して町側が「不得心^{注8)}」であったことが、このような形式をとらざるをえない要因となっていた。だが、このとき当主であった久世通理は、久世家の買得したはずの屋敷地を借地としておくのを不服とし、翌天保9年から町との交渉を始めたのである。

通理が屋敷地の買得を希望した最大の動機はつぎのようなものであった。

表町小川通針屋町四軒役買得地候処、其節福嶋やと申者名前二而求之、其福嶋や六角故左衛門尉敦文家来と申者二而主人敦文へ譲与天明相済右地面ハ丁中含二而当家へ永借之由、依之町内含為会積銀三枚遣之有之、先達敦文死去前死後譲佐々木政右衛門・若枝兩人へ則武辺届相済有之、昨年敦文死去候間本譲致候様自町内申之、但元来久世家実者買得之義候条如今町四軒役^(但近年求候一軒役者他名前也)名代二而当家買得表立候様致度、自然差支候義も可有之旁二付針屋町中へ及懸合候処(後略)^{注8)}

すなわち、屋敷地を政右衛門・若枝から永借するのではなく、東今町の四軒役分の屋敷地のように名代を立て買得することにより、久世家の名前が「表立」つようにしたいというものであった。久世家と町とは交渉を繰り返す、最終的に久世家が町へ30両支払うことで家来を名代とした買得が成立した^{註8)}。

以上から、久世家の屋敷地所持のあり方、および町側の対応の特徴として以下の諸点を挙げることができる。

①久世家の屋敷地買得には、名代を立て買得する事例と、表向きは町人または家来が屋敷地を買得し、それを久世家が永借するという事例がある。久世家は前者による買得を希望したが、町側は後者による買得を要求した。

②いずれの事例も実質的には久世家の所持であったが、前者の場合は沽券状に持主として久世家の名前が記載されるのに対して^{註9)}、後者の場合は持主が町人または久世家家来となる点に大きな違いがあった^{註10)}。通理が問題としたのはまさしくこの点だとすることができよう。

③屋敷地買得においては、久世家の希望よりも町中の意思が優越した。町側が表向きの買得を拒否した文政・天保期には久世家はすでに針屋町に三軒役分、東今町に四軒役分の屋敷地を所持していた。特定の町人が大規模な屋敷地を所持することに対して、針屋町では三軒役以上の屋敷地を所持することを禁じてはいないものの、帳切の際に銀2匁を出すことを決めていた^{註6)}。東今町の対応は町式目を欠いているため明らかではないが、元治元年(1864)には久世家が家来を名代に立て屋敷地の買得に至っていることを考慮するならば^{註11)}、おそらくは針屋町と同様の対応をとっていたものと想定できる。すなわち、以上のように屋敷地買得への対応の違いには、町式目において禁じているわけではないものの、久世家に屋敷地が集積することを快く思わない町側の意向が影響しており、そのための手段として、町人・家来を地主とした買得を久世家へ要求したのだと考えられる。

2)借地 久世家の借地は、ほとんどが年限を定め、屋敷地の一部を借用するものであった^{註12)}。こうした借地に対して町が直接規制を加えた事例は見当たらないが、針屋町では久世家屋敷地に隣接する家屋敷を買得した町人に対してつぎのような一札を提出させている。

一札之事

一、此度御町中所持之家屋敷式ヶ所買請候ニ付、自今以後御町中諸御相談ニ相儀申間敷候、万端御指図次第ニ相勤可申候、其上隣家御堂上様之義故万一私相對ニ而裏之方御借地ニ差出候共御町中諸事御相談之上取計可申候、且又表側之義是迄両店之町家建ニ候得者自今何方へ貸付、又者私住居ニ而も其俣有姿之通普請可仕候、一存之造作一切仕間敷候、(後略)

福嶋屋嘉兵衛印

ここからは、町が買主へ、屋敷地の地尻部分を久世家へ貸す際には町中の許可が必要であること、通りに面した部分の建家は現在のままの維持することを求めていることがわかる。だが、ここで注意したいのは、これら2筆の屋敷地を実質的に買得したのは久世家であったということである。表向きの地主は福嶋屋嘉兵衛となっているが、これは町が久世家の買得を認めなかったためである。さらに、同様の一札は久世家の代わりに屋敷地を買得した他の地主も提出している^{註6)}。したがって、これらを前提として一札の意味を考えるならば、町は久世家に対して、隣接する屋敷地の地尻部分を屋敷地内へ取り込むことを規制するとともに、通りに面する部分を屋敷内に取り込むことは禁止していたということになる。嘉兵衛は明和期には東今町の年寄を勤めており、同町の町人であったと考えられる^{註10)}。他町の町人が針屋町中の所持する家屋敷を買得する際に町の意向が優越するのは容易に想像できる。すなわち、針屋町は久世家の屋敷地集積を規制するとともに、一札の提出を買得の条件として、久世家による屋敷地の取り込みを間接的に町中の管理下に置こうとしたのだと考えられる。

さらに、久世家屋敷地に隣接する家屋敷の地主が久世家に屋敷地を貸した場合、換言するならば、町中が久世家への借地を認めた場合も、町中が借地での作事に介入できるようになっていた。安永3年に久世家は屋敷地④-2を彫物屋喜平次から借地した。これも嘉兵衛の事例と同様、実質的には久世家の買得によるものであったが、その際に町中から喜平次へ、作事を行う際には町中へ報告するとともに、町中の指示に従うことを記した一札を提出させており、町中は久世家の作事を間接的に把握しようとしていたのだと考えられる。

以上、久世家の屋敷地獲得に対する町の対応についてみてきた。これら一連の対応からは、屋敷地の拡張を目指す久世家に対して、町側はその動きを町中が常に規制できる状況をつくりだそうとしていたことがわかる。一方、久世家側も屋敷地の獲得に影響を与えないよう、できるだけ町側の意向に従おうとしていた。したがって、屋敷地所持の点では、一部の町人への屋敷地の集積を規制しようとする町の意向が、久世家の意思を優越していたとすることができよう。

1.3 町運営への参加とその実態

近世の町は町人によって運営されたが、そのなかで町人として最低限担うべき役割とされていたのは①公儀役・町役の負担^{註13)}、②算用寄合への出席、③町の年中

行事への参加であったと考えられる⁵⁾。したがって、久世家についてもこれらの役割をどのように、どの程度担っていたのかを検討することにより、町運営への参加の実態、および町が久世家に期待していた役割を明らかにすることができよう。そこでここでは上記の3点について順にみていくこととする。

①公儀役・町役の負担

久世家が屋敷地を所持した針屋町、東今町はいずれも上古京小川組に属し、それぞれ三十一軒役、二十九軒役の軒役を負担していた。それに対して、久世家は文政期中頃には針屋町に七軒役分、東今町に五軒役分の屋敷地を実質的に所持していたが、そのうち、両町でそれぞれ三軒役、一軒役の諸役免除を受けていたので、両町に対して四軒役分ずつの公儀役・町役を負担していたこととなる。ただ、針屋町の屋敷地については、表向き軒役賦課の対象となったのは地主の六角敦文であり、東今町では、三軒役分の公儀役・町役が久世家へ、一軒役分は表向き地主となっていた升屋まきへ賦課された。

針屋町、東今町の町人は家屋敷に付けられている軒役に比例して町入用を分担しなければならなかったが、久世家も一部の屋敷地については諸役免除を行使していたものの、他の町人と同様に公儀役・町役を負担しており、町入用負担の点では町人としての役割を果たすことを期待されていたといえる。なお、久世家では両町町入用の一部に、東今町での借屋経営にともなう家賃収入を充てており、不足分は当主の御手元金から支出していたことがわかる¹⁴⁾。

一方、こうした金銭的な負担とともに、公儀役・町役には自身番役、年寄・五人組役といった町人自身が勤める役も含まれていた。久世家では、東今町における役は升屋まきを名代として負担していたと考えられる。また、針屋町では自身番役については代理人を出すことにより役を負担したが(文政8年8月22日条など)、年寄役・五人組役は、屋敷地買得の際に免除銀を払っており、勤めてはいない⁶⁾。本来、年寄役・五人組役は町人身分の町人が勤める役であった。名代または常帯刀の者がこれを勤めることは、町としての存在理由を否定することにもつながるため、町側がこうした措置をとったものと考えられる。

②算用寄合への参加

両町における町運営の中心は、年2回開催された算用寄合であった。町年寄は毎月町入用を徴収するとともに、毎年7月と12月には半季分の町入用の勘定を行うため算用寄合を催した。寄合への出席は軒役の負担とともに町人としての義務であった。これに対して久世家は、東今町の寄合には升屋まきを名代として出席させていたと考えられる。一方で、針屋町の寄合には誰も出席させていなかったようだが、文政4年には、町年寄が町内に居住

する町人が少なくなったことを理由に、誰かを寄合に出すようお願いしたため、家来の1人を出席させるようになっている(文政4年2月28日条)。

だが、そのなかで、注目すべきは針屋町の算用寄合に六角敦文、山崎志津磨といった常帯刀身分の家来が出席していたことである(文政6年12月2日条、文政8年7月2日条など)。近世において、町の寄合への出席は町人自身が果たすべき義務であり、町人身分ではない者の参加や代理を立てての参加を規制する町もあった⁶⁾。だが、針屋町では、町人が減少していることを理由に久世家に家来を出席させることを選択した。これは、町中が町人不在による町共同体の機能不全を防ぐため、久世家に家として町人の義務を果たすことを期待していたことが要因であったと考えられる。

③町の年中行事への参加

針屋町・東今町では年間にいくつかの年中行事を設けていた。これらの年中行事のなかには町人が交代で当番を勤めなければならない行事もあった。

東今町の年中行事は7月22日の地蔵会が中心となっていた。京都の地蔵会では、町内の地蔵が飾り付けられ読経が行われた後、町人が集まり宴会が催された。東今町の地蔵会もこれに類するもので、年ごとに当番を町人の間で持ち回っていたと考えられる。だが、久世家では升屋おまきが名代として当番を勤めていたようで、役所日記には、毎年地蔵へ供物を備えるとともに、町中へ毛氈を貸したという記事しか残されていない。

一方、針屋町では多くの年中行事が開催されており、地蔵会のほかにも、7月27日の大日会、年に2回催された御千度などが確認できる。このうち、町中が大日堂へ集まり読経を行う大日会、洛中の寺社へ町中で参詣する御千度は文政4年から始まった新しい行事であった(文政4年7月27日、9月25日条)。久世家では、こうした年中行事のうち地蔵会、大日会には供物を備えるのみであったが(文政8年7月22日条など)、御千度については家来が参加し、当番に当たった際には料理や酒を久世家で用意している(文政4年9月25日条)。

以上、久世家の町運営への参加のあり方についてみてきた。久世家は堂上公家であり、朝廷へ勤仕することによりその役を果たしていた。だが、その一方で町人地に屋敷を買得し居住したため、町人としての役も同時に負担しなければならなかった。そのなかで、久世家は所持する屋敷地に比例した諸役を他の町人同様に負担するとともに、自身番役、算用寄合への出席、年中行事への参加についても家来を代理人として役を果たしており、本来ならば当主が担うべき諸役を家として負担していたということができよう。こうした町運営に対する参加のあり方は、地下官人と共通する部分もあり⁴⁾、町人地に居住する堂上公家、または地下官人にまで一般化して考

えられる可能性があるといえよう。

2. 久世家と諸社会集団

以上のように、久世家は町において家として諸役を負擔し、町運営にも参加していた。だが、久世家の都市生活は町内で完結していたわけではなく、公家社会、武家社会、寺社社会、町方社会との日常的・臨時的な関係のなかで成立していた。各社会との関係は久世家が生活を営む上で欠かせないものであったが、本研究では紙幅の都合から、町方社会、寺社社会(後述)との間で形成された社会的関係に限定して検討する。

2.1 久世家へ出入りする商人・職人

久世家は生活を支えるための生産活動を行っておらず、生活に必要な商品・労働力のほとんどを都市社会に依存しなければならなかった。そのため、久世家では諸商人・職人との間に出入関係(=「御立入」)、または恒常的な取引関係を形成し、安定的な商品・労働力の供給を確保していたと考えられる。だが、久世家にとっては出入・取引関係にあった商人・職人の存在は自明であった。そのため、改めてその全容を記すことはほとんどなく、史料から久世家と出入・取引関係を取り結んでいた商人・職人をすべて抽出することは困難である。よって、以下では、出入関係にあった商人・職人について役所日記など限られた史料から復元的に検討することとする。

役所日記で久世家と出入関係にあった商人・職人がまとまって確認できるのは、文化10年(1813)正月元日、2日の記事である。このときは久世家へ年頭の挨拶に訪れた地下官人とともに商人・職人の名前が記されているが、それぞれの職名に敬称が記されていること、商人・職人が扱っている品目が生活必需品の一部であること、久世家へ年頭の挨拶が可能であったことから、他の商人・職人とは異なる関係、すなわち出入関係を久世家との間に形成していたと考えられる。

さらに、「諸色御入用高見合覚」からは恒常的に久世家へ出入りしていた商人・職人が確認できる^{注15)}。この史料は魚、野菜、灯油など生活必需品の値段を文政4年と同9年と比べてもので、品目ごとに兩年の値段と購入先が記されている。兩年とも、各品目の購入先はほとんど変わっておらず、記載された商人・職人は久世家と日常的に取り引きを行っていたと判断できる。また、そのなかには先に挙げた商人・職人の名前も記載されており、このなかにも久世家と出入関係にあった商人・職人がいたと考えられる。

その他にも、役所日記から出入・取引関係が確認できる商人・職人として、笹屋宗兵衛(紙屋)、平野屋久兵衛(両替)、丹波屋久兵衛(大工)が挙げられる。

以上のような久世家と出入・取引関係にあったと考え

られる商人・職人を一覧にしたものが表2-1である。これは文化・文政期に限定したものであり、かつ衣類、化粧品、料理など取り扱う商人・職人が不明な品目もあるが、当該期において久世家に必要な商品・労働力を供給した商人・職人の一端が明らかとなったといえよう。

ところで、出入・取引関係にあった商人・職人のなかで丹波屋久兵衛、大坂屋長兵衛については役所日記からその関係が明らかとなるので、やや詳しくみておきたい。

丹波屋久兵衛は久世家の南隣に居住していた。針屋町・東町にまたがる大規模な屋敷地を所持しており、針屋町では有力な町人の1人であったと考えられる。久兵衛は久世家屋敷の作事をほぼ独占しており(文化15年10月18日、文政2年7月29日、文政5年2月5日条など)、後述する久世家の葬送の際には木棺の製作も行っていた。

だが、嘉永7年(1854)の大火後、久兵衛は久世家屋敷の再建を請け負ったが、台所部分の外観が悪いという理由により、綾小路家の作事を請け負っていた庄五郎という大工と交代するよう命じられた(安政3年4月4日条)。これに対して、久兵衛は作事の請負を何度も嘆願したが決定は覆らず、久世家では久兵衛とともに庄五郎とも出入関係を取り結ぶこととしている。さらに、慶応2年(1866)に寝殿を造営する際には新たに西洞院一条上ルに

表2-1 久世家と出入・取引関係にあった商人・職人

類型	名前	取扱商品・職種	居所	典拠
食品	木屋利助	魚		(A)
	秋田屋多兵衛	酒		(A)
	丹波屋伊兵衛			(B)
	井佐一	醤油		(B)
	中武			(B)
	井筒屋佐兵衛	酒		(B)
	かしわ屋喜八	菓子		(B)
	片木善左衛門	茶		(B)
	松坂屋新兵衛	御膳用味噌、塩など		(B)
	一もんし屋勘兵衛	もち		(B)
	近江屋吉兵衛			(B)
	とうふ屋源兵衛	とうふ		(B)
	丹波屋吉兵衛	青物、酢	武者小路小川東入町	(B)、(C)
道具・小間物	大黒屋清兵衛	茶碗		(A)
	梅菱屋藤兵衛	小間物		(A)
	丹波屋新兵衛	提灯	河原町西	(A)
	木村肥後守	冠師		(A)
	雁金屋五左衛門	糸		(A)
	笹屋長右衛門	小間物		(A)
	笹屋五兵衛	乗物師		(A)
	鱗形屋仁兵衛	扇子		(B)
	中嶋屋五兵衛			(B)
	ひし屋久兵衛	糸		(B)
	博屋藤兵衛	桶		(B)
	参もんし屋又吉			(B)
	脇部屋	たばこ		(B)
若山屋付重	髪油など		(B)	
筆記具	古梅園	墨、筆	寺町二条上ル	(B)
	笹屋宗兵衛	紙		(C)
燃料	香具師彦兵衛	香具、蠟燭	小川元誓願寺下ル鞆屋町	(A)、(H)
	木津屋半兵衛	灯油、荒物		(B)
	まつ屋吉兵衛	炭、下用味噌		(B)
両替	平野屋久兵衛	両替	小川上立売下ル町	(D)
大工	丹波屋久兵衛	大工	針屋町	(E)
	大坂屋長兵衛	下部親方		(F)

(A)「日記」『山城国京都久世家文書』122 文化10年正月元日、2日条 国文学研究資料館史料館所蔵。(B)「諸色御入用高見合覚」『京都久世家文書』書冊・横帳の部ロー72。(C)「御役所日記」前掲『山城国京都久世家文書』131 文政5年12月朔日条。(D)「役所日記」前掲『山城国京都久世家文書』127 文化15年12月17日条。(E)「役所日記」前掲『山城国京都久世家文書』163 安政3年4月4日条。(F)「御役所日記」前掲『山城国京都久世家文書』130 2月5日条。(G)「役所日記」前掲『山城国京都久世家文書』126 文化14年5月19日条。(H)「御役所日記」前掲『山城国京都久世家文書』134 文政8年11月29日条。

居住していた八文字屋半兵衛という大工に請け負わせており、幕末期には久兵衛が独占的に形成してきた出入関係は解消されることとなる(慶応2年2月9日条)。

一方、大坂屋長兵衛は、久世家へ日常的な雑用などを担う下部を供給する「下部親方」であった(文政4年2月5日条)。下部の雇用は半季契約であったようで、半季ごとに長兵衛から久世家へ来季もそのまま雇用するのか、または交代させるのかを尋ねており、交代させる場合は、代わりの者を補充している(文化15年9月10日条、文政3年2月29日条)。下部は短期契約の労働者、いわゆる「日用」層に当たる存在であり、長兵衛は「日用頭」として存在していたと考えられる⁷⁾。さらに、長兵衛は他の公家へも下部を供給しており、下部が不足した際には、同じく「下部親方」であった七兵衛が長兵衛の代わりに下部の手配を担っている(文政4年2月5日条)。

2.2 町人との社会的関係

上述したように、久世家は町に居住する上で、公儀役・町役を負担しており、町運営にも可能な限り参加していた。だが、久世家と町との関係は町運営にとどまらなかった。そのひとつとして挙げられるのが金銀の貸し付けである。たとえば、文政8年7月には針屋町へ貸し付けた借銀の一部を、12月には利息分を受け取っており(文政8年7月2日、12月2日条)、天保10年には、針屋町からの願いにより金60両を貸し付けていることが確認できる(天保10年3月19日条)。さらに、貸し付けは各町人にも行っており、嘉永2、6年には東今町の町人近江屋いそへ銀1貫目、1貫500目ずつ貸し付けている¹⁶⁾。

また、その他にも、町や町人の依頼により久世家家来の名義を貸すこともあった。安政4年(1857)正月に針屋町は寄合のための会所を建てたが、普段町奉行所与力・同心に町廻りの際の休息所として用いられるのを防ぐため、名目上久世家の家来の借屋とするよう久世家へ依頼している(安政4年正月25日条)。また、幕末期には将軍の上洛に随従した御家人などの寄宿を回避するため、町人から家に家来が同居しているよう朝廷へ届け出て欲しいとの依頼を受けている(元治元年9月11日条)。

このように、久世家は町や町人へ金銀の貸し付けを行うとともに、町や町人が武家社会からの負担を回避するため、家来の名義を貸すこともあった。その意味では、町や町人にとって久世家はさまざまな局面で頼るべき存在であったといえよう。だが、久世家のこうした動きの背景には、町や町人に協力することにより、彼らへの貸しをつくろうという思惑があった(元治元年9月11日条)。すなわち、久世家と町とは一種の相互依存の関係にあり、このことが、町側が久世家の屋敷地獲得を完全には規制せず、屋敷地の集積と町居住を容認した要因となっていたと考えられる。

3. 久世家の信仰形態—公家の葬送と町人・寺院

以上、久世家の町における居住形態についてみてきたが、つぎに、久世家で執り行われた葬送もしくは法事(回忌法会)に着目し、久世家と寺院、出入りする町人・商人・職人との関係について考察を加えていく。

3.1 葬送と諸社会集団

(1) 久世家の葬送と町人

まず、『山城国京都久世家文書』に残る葬送に関する史料から、町人・商人と久世家との関係を確認したい。

久世家の当主もしくはその親族が没すると、葬儀が営まれる。儀式の詳細な次第は省略するが、葬送には久我家や東久世家をはじめ諸公家の御使が参列している¹⁷⁾。

さらに、葬送の見送りにには、久世家に仕える地下や町人も参列する。例えば、嘉永3年に没した通理(祥雲院)の葬送に関する記録「祥雲院様御葬送御寺門町人御見送帳¹⁸⁾」には、見送る町人として以下の名前が列記されている(斜線は改行、以下同)。

和田甚兵衛／西尾安房介／河合内匠大允／東今町中／土屋藤四郎／元誓願寺東町／菱屋専助／戸屋政七／表具師久左衛門／河内屋甚助／建部了幽／重山専三郎／菱屋次三郎／菱屋次作／針屋町年寄清兵衛／木屋庄兵衛／松葉屋佐兵衛／山田屋伝兵衛／上舛屋弥市郎／丹波屋定吉

さらに「右 笹屋清兵衛 丹波屋新兵衛 小川伊勢代預」とあることから、葬送見送りの町人の管理は上記3名であったのではないかと考えられる。また、その後ろにはさらに13名の名前が列記される。

植木屋市兵衛／鍵屋新助／近江屋徳兵衛／木津屋半右衛門／同常七／近江屋弥兵衛／同太兵衛／鍵屋茂八／丹波屋宗兵衛／同久兵衛／同清治郎／近江屋勸兵衛／松坂屋新兵衛

このように、見送りする町人のなかには久世家の屋敷があった針屋町、東今町の年寄等のほかに、表2-1から日常的に久世家に出入する関係にあった松坂屋新兵衛(味噌、醤油)、丹波屋新兵衛(提灯)、丹波屋久兵衛(大工)が含まれている。葬送という重要な儀式に参列していることを考慮すれば、見送りする町人も何らかのかたちで久世家と出入りもしくは取引関係を形成していたのではないかと考えられる。

(2) 葬式の収支と出入りの商人・職人

次に、葬送の具体的な収支が明らかとなる祥雲院の葬送の事例を確認する¹⁹⁾。まず、収入としては「御簾中様」をはじめとする各所からの香典など、四十九日法会までに銀2貫103匁3分8厘が計上されている。

一方、支出としては、みそや醤油などの食品のほか、菓子や蠟燭、酒、花、米などの代銀があった。なかでも食品にかかる経費が多いが、葬送から四十九日法事ま

での計九回の法会に多いときには113人(四十九日)が集まっており、そこで御膳が振舞われている。結局、総額銀1貫924匁2分8厘が支払われており、葬送から四十九日法会までに差し引き179匁1分ほどが手元の残ったという。これは、支出した菓子代にも満たない。

また、葬送の際には、その準備に必要な多くの商人が出入りしている。例えば、天保10年に行われた通理の正室高秋院(懋子)の葬送の際には、大工のほか、石棺や桃灯、米や位牌などを納める商人が出入りしている^{註20)}。そのなかで葬送の見送りにおいても名前が確認できる小川伊勢への支払いに関しては、常用・安用引が適用されていることから、小川伊勢は日常的に久世家に出入りする商人であったことがわかる。一方、大工仕事や人夫の派遣の御用をつとめた商人が日常から久世家と出入り・取引関係にあったことは確認できない。ただし、御輿輦板や屋根付の御用を受けた河内屋については、東堀川通今出川下ル町と住所が記されており、比較的近隣の町内の商人であったことが判明する。

さらに、表3-1では、嘉永3年に没した祥雲院の葬送の際に出入りが確認できる商人を示す。まず、大工久兵衛、白川石工泉屋善右衛門、丹波屋新兵衛、鳥屋伝兵衛、鍵屋新助については、約11年前に没した高秋院葬送の際にも出入りが確認できる。なかでも、新町通一条上二丁目鍵屋新助は朱傘など様々なものを貸し出す萬貨物所であるという。町人地に住む久世家の近隣であることはもちろん、他の公家の邸宅の近隣でもある点は興味深い。岩淵合治氏が江戸の事例で指摘するとおり、臨時の行事の際に様々なものを貸し出す商人が京都の公家の屋敷にも出入りしていたのであろう^{文8)}。また、泉屋善右衛門は白川の石工であり、近隣町内以外にも久世家と取引のある商人がいたことも確認できる。

なお、通理葬送の際には、御厨子造営のための仏師として東寺の定慶が召されている。高秋院の葬送の際には、御用の仏師は平兵衛とのみ記されている。両者ともに詳細は不明であるが、当主の御厨子は東寺に出入りする仏

師によってより丁寧なものが作成されたと推測される。

3. 2 久世家の法事

(1)久世家の墓地

表3-2は久世家の系図と過去帳をもとに、初代当主通式から明治8年に亡くなった第8代当主通熙まで、久世家当主とその室と子の没年月日や諡号、墓地を示したものである。初代通式と第二代通俊の墓地は久世家の本家にあたる久我家の菩提寺であった大徳寺三玄院にもうけられた。その後、天保期までに没した当主と室、幕末までに亡くなった当主の子はすべて真如堂の墓地に葬られている。ただし、朝廷の内侍になったものは朝廷の慣例に従って廬山寺に葬られた^{文9)}。

一方、天保10年に没した高秋院の墓地は、遺言に従って大徳寺三玄院の寮舎であった清泉寺に定められた。このとき、墓地購入代金として銀三枚と無縁墓供養料として金二百疋が清泉寺に納められている。高秋院の遺言の意図や背景は不明であるが、このときの「役所日記」に

表3-2 久世家墓地一覧(初代当主～第八代当主)

忌日	名前	諡号	統柄	墓地
寛永5年5月1日	通式	清源院	第一代当主	三玄院
寛永12年8月15日	(細川忠興孫女)	玉昌院	第一代当主 室	真如堂
寛文9年8月8日	通俊	慶雲院	第二代当主	三玄院
延宝9年2月23日	経式	殊妙院	第三代当主 長男	真如堂
天和2年1月12日	(男)	馨林院	第三代当主 次男	真如堂
元禄12年10月4日	(女)	長運院	第三代当主 長女	真如堂
貞享5年2月16日	通音	長遠院	第三代当主	真如堂
元禄12年閏9月4日	(女, 本院御所新少将)	瑞樹院	第三代当主 室	真如堂
宝永元年8月25日	(仏光寺光園院女)	清雲院	第四代当主 継室	真如堂
宝永4年4月8日	(さと, 持明院基輔女)	松嶺院	第四代当主 継室	真如堂
不詳	(女, つや, 綾小路俊宗室)	春窓院	第四代当主 次女	真如堂
享保14年12月23日	(女, ケイ)	清竜院	第四代当主 三女	真如堂
不詳	(女)	不詳	第四代当主 四女	真如堂
享保19年7月5日	(女, 夏子, 中御門帝内侍)	妙音院	第四代当主 五女	廬山寺
延享4年9月23日	通夏(中院通茂三男)	詠雲院	第四代当主	真如堂
享保15年4月18日	通晃(通量)	寿松院	第四代当主 長男	真如堂
宝暦2年7月22日	(女, 貞姫, 鍋島宗茂室)	貞樹院	第四代当主 長女	真如堂
不詳	(男)	不詳	次男	真如堂
不詳	(男)	不詳	第四代当主 三男	真如堂
宝暦3年5月19日	通枝(中院通躬養子)	瑞溪院	第四代当主 四男	未記入
宝暦9年5月16日	(女, 松木宗長室)	瑞光院	第四代当主 六女	未記入
安永9年7月20日	栄通(広橋兼康次男)	融雲院	第五代当主	真如堂
天明元年7月16日	孝通	心徳院	第六代当主 次男	真如堂
天明2年5月20日	(女, 基, 第四代当主の七女)	無量院	第五代当主 室	真如堂
不詳	(女)	不詳	第四代当主 八女	真如堂
不詳	(女)	不詳	第四代当主 五男	真如堂
天明6年	(女, 後桜町院小上藤)	法雲院	第四代当主 九女	廬山寺
不詳	(女, 健, 油小路隆前室)	不詳	第五代当主 長女	未記入
寛政7年10月21日	通古(中院通維養子)	清浄心院	第五代当主 次男	未記入
文化4年12月19日	遊喜姫	潮声院	第六代当主 室	真如堂
文化6年7月11日	(男)	秋雲院	第七代当主 長男	真如堂
文化11年3月11日	(女, 根子, 弁内侍)	貞巖院	第六代当主 長女	廬山寺
不詳	(男)	不詳	第六代当主 長男	真如堂
文化13年12月22日	通根	淨雲院	第六代 当主	真如堂
文政元年	(女, 俊)	誠心院	第七代当主 次女	真如堂
文政11年9月7日	(女, 清, 広橋光成室)	信徳院	第七代当主 長女	未記入
文政4年12月22日	(男)	冬光院	第七代当主 四男	真如堂
文政7年1月18日	(男, 鉄丸)	春性院	第七代当主 五男	真如堂
不詳	(女, 随姫, 烏丸光徳室)	不詳	第七代当主 三女	未記入
天保2年3月19日	(女, 翰子, 布喜姫, 溝口直侯室)	宗徳院	第六代当主 次女	未記入
天保9年3月1日	(男, 富丸)	泰雲院	第七代当主 六男	真如堂
天保10年8月9日	懋姫(鍋島治茂女)	高秋院	第七代当主 室	清泉寺
不詳	(男)	不詳	第六代当主 四男	真如堂
弘化3年2月19日	栄保(六条有家養子)	孝恭院	第六代当主 五男	未記入
嘉永3年1月15日	通理	祥雲院	第七代当主	清泉寺
嘉永5年3月18日	繁子(鍋島斉直女)	春暁院	第八代当主 室	清泉寺
慶応4年6月14日	(女, 子, 礼姫)	瑞蓮院	第八代当主 次女	清泉寺
明治8年11月7日	通熙	靈雲院	第八代当主	清泉寺

系図については「久世家系図」(前掲『山城国京都久世家文書』F8007)を参考とし、墓地の記述については「仮過去帳」(前掲『山城国京都久世家文書』F8007)から補足した。

表3-1 久世通理(祥雲院)葬送時の取引商人

日付	人名	額	内容	居所
正月13日	鉄屋源右衛門	93匁6分		堀川通出水上ル町
正月22日	柳屋■	5匁7分	松風など(菓子?)	
正月24日	丹波屋新兵衛	197匁3分	箱桃灯など	河原町西
正月晦日	木沢■	3貫808分2厘	箸、楊枝など	
正月	依屋平蔵	91匁	御狩衣など	
正月	大工久兵衛	31匁5分、969匁5分	御棺、御位牌など	
正月	泉屋善右衛門	282匁	御石棺	白川
正月	鍵屋新助	196匁8分	朱傘など	新町通一条上二丁目
2月7日	近江屋弥兵衛	49匁5分	絹、木綿	
2月7日	鳥屋伝兵衛	8匁5分9厘		
2月9日	若狭屋喜左衛門	118匁4分	車副など人足	
2月12日	宮崎内蔵太	98匁9分	人足123人	
2月	御仏師東寺定慶	金2両2分、金2朱	御厨子など	
2月	鍵屋新助	2匁	足場	
2月	師匠貞八	銀22貫4分	御烏帽子新調など	
3月前	依屋平助	136匁		
3月	鉄屋源右衛門	94匁6分		

典拠:「諸買物代料書取し綴」(前掲『山城国京都久世家文書』J1184)、「(葬儀御用積り書・書出し・請取書綴)」(前掲『山城国京都久世家文書』J1187)

は以下のような記述がある(天保10年8月24日条)。

一、鍋島屋敷御留守居岡本源右衛門参上、(中略) 昨度二十六日者御葬送殊ニ此度者御遺言之通り大徳寺へ御葬ニ被成進之故、於我々共ニも難有奉存義ニ候、然共彼寺ハ真如堂トハ又格別大院事故万事御大総ニも候被成御座各様ニも彼是御心配之段奉察候、付てハ御国元方如何之御答敷者難取斗候得共、先夫迄之所我々共役筋以相談金百両御取かへ可申上之故、其刻持参、被相渡候、(中略)

高秋院の実家である鍋島家では、真如堂と比べ葬送や法会が大規模なものになると予想し、留守居が久世家まで金百両持参した。高秋院は経済的な負担が大きくなるにも拘わらず、清泉寺への埋葬を望んだのである。その後の久世家の対応については不明だが、続く通理、通熙とその正室も清泉寺を墓所とし、当主と室以外は先例のとおり真如堂内の墓地に葬られている。このように真如堂より格の高いという認識があった大徳寺内に当主とその室の墓地を設けることは、初代通式と同じ場所を久世家の墓所として再認識する効果があったのではないだろうか。また、大徳寺を墓所とすることは、大規模かつ格の高い葬式や回忌法会が行われることを意味しており、幕末期に公家のなかで家長もしくは祖先をあらためて崇敬する風潮があったのではないかと考えられる。

(2) 法事(回忌法会)と寺院

一方、葬送の後には、法事(回忌法会)が営まれる。ここでは、第6代通根の四十九日法事から第7代通理の一周忌法事までの文化14年から嘉永3年に執り行われた法事(回忌法会)に着目する。

まず、法事の道場については、役所の日記もしくは当主の日記から場所を確定できる事例もある。概ね、墓地のある寺院、従って真如堂を道場とすることが多い。また、真如堂で執り行われたことが確認できる法事の導師は、上乘院もしくは法輪院がつとめる事例が多い。上乘院は真如堂に伝わる院号であり、法輪院は真如堂の子院である。また、僧衆として松林院、東陽院、覚円寺、喜運院などの真如堂の子院が集う事例が多いことも確認できた。従って、道場が真如堂であることが史料に明記されていない事例も、導師や僧衆から判断し、法事の開催日時と場所、法事料を整理した(表3-3)。

法事は、前述のとおり、供養対象者の墓地がある寺院で開催されることが原則である。久世家においてもこの慣例は踏襲されている。ただし、文政4年の楽邦院殿三十三回忌は、本来ならば墓地のある廬山寺で行うべき法事を御附法事として真如堂で行っており、菩提寺でもある真如堂との関係の深さがうかがえる(文政4年7月11日条)。

また、法事料あるいは衆僧の数に着目すると、清泉寺で執り行われる法事においては、真如堂における法事と

較べて参列する衆僧の数が多く上に久世家からも多額の御法事料が納められていることが確認できる。高秋院の葬送の際に鍋島家が下した判断は正しかったといえよう。

さらに、文政10年に行われた清源院(通式)の二百回御遠忌では、長老が三員、衆僧が二十員も参加する盛大な法事が執り行われている点は興味深い。通常ならば御法事料として御遠夜と御当日あわせて白銀五十両のところ、元祖の法事で特別であるので白銀八十両が納められている。ただし、清泉寺には「但於予者有所存雖如此不可為例之旨申含、于清泉寺了^{注21)}」、つまり特例である旨が強調されている。実際、清源院の百回御遠忌のときには、「今日顯曾祖考百忌也、当百年忌今朝神事解念、法事料白銀三枚付大徳寺清泉寺、今朝於正殿進清饌、廟参大徳寺^{注22)}」とあるように、同じく清泉寺を道場とするが、法事料は白銀三枚で法事の内容も詳細に記されていない。墓所の事例もあわせて考慮するならば、久世家のなかで幕末期には特に家の創立を重視し、祖先を信仰・崇拝する傾向がみられ、真如堂や大徳寺などの寺院との関係にもその影響が波及していたものと考えられる。

4. 久世家と洛中洛外の寺社との関係—寺社への参詣・代参を中心として

以上のように、仏事は久世家が生活を営む上で欠くことのできない儀式であったが、定期的に執り行われる法事だけではなく、日常的な寺社への参詣も生活の重要な要素となっていた。そこで、ここでは久世家の日常的に参詣していた寺社を明らかにするとともに、参詣の実態について検討していくこととする。

4.1 石清水八幡宮への社参

久世家の寺社参詣において最も重要なものとして位置づけられたのは、石清水八幡宮への参詣であったと考えられる。石清水八幡宮は源氏の信仰が篤く、源氏の一員であった久世家にとっては他の寺社への参詣とは異なる意味を持っていたといえよう。

久世家では石清水八幡宮への社参が年中行事に含まれており、年始、夏には必ず家来による代参が行われるとともに、数年に一度は当主が家族と参詣していた(文政元年9月13日条、同3年9月10日条など)。さらに、毎年4月の石清水臨時祭、8月の放生会が行われる日には当主が屋敷において神事を催し八幡宮を遙拝するなど、重要な信仰対象として位置づけられていた^{注23)}。

4.2 久世家の寺社参詣について

石清水八幡宮への参詣の一方で、日常的には洛中・洛外の寺社への参詣や代参が頻繁に行われていた。

日常的な当主の参詣または、家来による代参の行き先は当主、および家政機構が役割ごとに記した日記から明

表3-3 久世家法事一覧(文化14年~嘉永3年)

法事初日年月日	回忌法会	道場	僧数	法事料	法事初日年月日	回忌法会	道場	僧数	法事料
文化14年12月23日	浄雲院様御一箇忌	真如堂		金1両 金1両	天保3年2月23日	珠妙院故侍従様百五十回御忌	寂靜院	9	200疋
文政元年6月4日	法雲院様三十三回御忌	廬山寺	5	白銀1枚	天保3年3月13日	宗徳院様御一周忌	寂靜院	9 10	白銀1枚 金子1枚
文政元年7月21日	慶雲院様百五十回御忌	清泉寺	6 24	白銀5枚	天保3年11月22日	浄雲院様十七回御忌	真如堂か	10 10	
文政元年10月23日	浄雲院様御三回御忌	真如堂	11 11	金1両 金1両	天保4年正月26日	真常院妙薫大姉三十三回忌	真如堂か	9	200疋
文政2年2月16日	誠心院様御百ヶ日	真如堂か	7	銀5両	天保4年2月26日	宗徳院様三回御忌	真如堂寂靜院	9	金100疋 白銀1枚
文政2年4月7日	圓真院様二十五回御忌	松林院		300疋	天保4年7月5日	妙色院様御百回忌	廬山寺	7	
文政2年7月12日	玉岩恵照大童子百回御忌	真如堂か	5	100疋	天保5年7月22日	玉昌院様二百回御忌	真如堂か	9	金1両
文政2年9月4日	菊岩了芳大童子五十回御忌	真如堂か	5	100疋	天保6年10月22日	誠心院大童女様十七回御忌	真如堂か	7	白銀5両
文政2年10月11日	誠心院様御一周忌	真如堂か	9	白銀5両	天保7年正月18日	春性院大童子様十三回御忌	真如堂か		金100疋
文政2年10月10日	妙音院殿御三回忌	真如堂か	9	200疋	天保8年2月16日	長遠院殿百五十回御忌	真如堂寂靜院	7	白銀1枚
文政2年11月27日	潮声院様御十三回忌	真如堂か	8 8	金300疋 金1両	天保8年3月13日	宗徳院様七回御忌	真如堂寂靜院		金100疋 白銀1枚
文政3年2月28日	貞厳院様七回御忌	廬山寺		白銀1枚 白銀1枚	天保8年7月20日	実相了達様五十回御忌	真如堂か	6	銀5両
文政3年4月26日	智祥院殿五十回御忌	寂光寺		白銀1枚	天保8年12月22日	冬光院大童子様御十七回忌	真如堂か	6	金100疋
文政3年8月2日	実相了達様三十三回御忌	真如堂か		白銀5両	天保9年3月11日	貞厳院殿二十五回御忌	廬山寺		
文政3年10月29日	誠心院様御三回忌	松林院(寂靜院代)	7	白銀5両	天保9年4月19日	泰雲院様一七日御法事	真如堂か	7	金200疋
文政3年10月11日	秋雲院様十三回忌御忌	真如堂	5	金100疋	天保9年5月12日	泰雲院様御百ヶ日御法事	真如堂か	7	金200疋
文政4年7月11日	楽邦院殿三十三回忌	真如堂	(附)	金1両	天保9年7月16日	楽邦院殿五十回御忌	真如堂	7	白銀1枚
文政5年2月29日	冬光院様御百ヶ日	真如堂か	4	100疋	天保10年2月23日	泰雲院様御一周忌	真如堂か	7	金150疋
文政5年12月23日	浄雲院様御七回御忌	真如堂か	7	金1両 金1両	天保10年11月18日	高秋院殿御百ヶ日	清泉寺		白銀2枚 白銀5枚
文政5年12月23日	冬光院様御一回忌	真如堂か	(附)		天保10年12月13日	潮声院様三十三回御忌	真如堂か	6	金100疋 金1枚
文政6年10月19日	潮声院様十七回御忌	御宿坊寂靜院	8	300疋 1両	天保11年正月18日	春性院殿十七回御忌	真如堂か	5	金100疋
文政6年10月20日	妙善院様七回御忌	真如堂か	(附)	200疋	天保11年2月晦日	泰性院殿三回御忌	真如堂寂靜院	6	金150疋
文政6年10月20日	冬光院様三回御忌	真如堂か	(附)	100疋	天保11年7月26日	高秋院様御一周忌	清泉寺	12 14	
文政7年4月28日	春性院様御百ヶ日	真如堂か	5	200疋	天保11年11月28日	浄雲院様二十五回御忌	真如堂か	5	金1両
文政7年10月23日	誠心院様十三回忌御忌	真如堂か	8	銀5両	天保12年7月11日	秋雲院様三十三回御忌	真如堂御宿坊	5	金100疋
文政7年12月23日	春性院殿大童子様御一周忌	真如堂か	6	金100疋	天保12年7月11日	妙善院様二十五回御忌	真如堂か	5	金200疋
文政8年正月26日	真常院梅窓妙薫大姉二十五回忌	真如堂寂靜院	5 8	200疋 200疋	天保12年7月20日	高秋院殿三回御忌	清泉寺	10 12	
文政8年7月11日	秋雲院様十七回御忌	真如堂	5	100疋	天保13年11月5日	誠心院様二十五回忌	真如堂か	6	白銀5枚
文政8年12月23日	春性院様三回御忌	真如堂か	5	金100疋	天保14年3月19日	宗徳院様十三回御忌	真如堂か	4	金100疋 白銀1枚
文政9年3月11日	貞厳院様十三回御忌	真如堂か	6	白銀1枚 白銀1枚	天保15年2月27日	泰雲院殿御七回忌	真如堂喜運院	6	金150疋
文政10年3月23日	圓真院殿三十三回御忌	浄華院内松林院		金300疋	天保15年4月7日	圓真院様五十回忌	浄華院内松林院か		200疋
文政10年5月朔日	清源院様二百回御遠忌	清泉寺	28		弘化2年7月29日	高秋院様七回御忌	真如堂か	8 4	白銀5枚 215匁
文政10年12月22日	冬光院御小児様御七回忌	真如堂か	5	金100疋	弘化3年2月27日	貞厳院殿三十三回御忌	廬山寺か		
文政11年12月9日	浄雲院様御十三回御忌	真如堂か	9	金1両	弘化3年9月20日	詠雲院様御百回御忌	真如堂か	5	白銀1枚 金1匁
文政11年12月9日	清龍院殿御百回忌	真如堂か	(附)	金100疋	弘化4年3月19日	宗徳院様十七回御忌	真如堂か	6	金200疋
文政12年4月16日	寿松院様百回御忌	真如堂寂靜院	9	200疋	弘化5年正月18日	春性院殿二十五回御忌	真如堂喜運院か	6	金100疋
文政12年7月20日	融雲院様御五十回忌	真如堂寂靜院	7	200疋 1両	嘉永元年9月4日	瑠樹院殿百五十御忌	真如堂か	5	金100疋
文政12年10月23日	妙善院様十三回御忌			200疋	嘉永元年10月4日	長遠院殿百五十回御忌	真如堂喜運院か	6	金200疋
文政13年3月11日	貞厳院様十七回御忌	真如堂か	5 6	銀1枚 銀1枚	嘉永元年12月23日	浄雲院様三十三回御忌	東陽院	7	金100疋 1両
文政13年正月18日	春性院様七回御忌	真如堂か		100疋	嘉永2年11月23日	妙善院様三十三回御忌	真如堂か	7	金200疋
文政13年7月16日	心徳院様御五十回忌	真如堂か	7	200疋	嘉永3年2月29日	真常院様五十回御忌	真如堂か	5	100疋
文政13年10月29日	誠心院大童女様十三回御忌	真如堂か	7	白銀5両	嘉永3年2月29日	泰雲院御十三回御忌	真如堂か	7	金1分2朱
天保2年5月20日	無量院殿五十回御忌	真如堂か	8 9	銀1枚 金子1両	嘉永3年4月5日	祥雲院様御百ヶ日	清泉寺か	11 19	白銀5枚 銀1枚
天保2年6月28日	法徳院様御百ヶ日御忌	真如堂	9 11		嘉永3年12月25日	祥雲院様御一周忌	清泉寺	10 19	白銀5枚
天保2年10月26日	潮声院様二十五回御忌	真如堂か	9 11	白銀5両 白銀1枚					

典拠:「御遠忌御法事之覚帳」(前掲『山城国京都久世家文書』846)、該当期の「役所日記」もしくは「日記」(前掲『山城国京都久世家文書』)。なお、二段組の上段は御遠夜、下段は御当日を示す。僧数は、導師、長老、衆僧の総数。(附)は御附法事。御法事料は当主の分のみを記す。道場の項に「か」とあるものは、本文中に記した理由により場所を推定した。

らかとなる。表4-1はこれらの日記から文政4年1~7月における参詣先を抽出したもののだが、ここからは参詣先について以下の諸点を指摘することができる。

(1)当主通理は、①広橋家邸内に祀られた稻荷社、清荒神、梶井宮門跡の里坊に祀られた火除天満宮(梶井天満宮)へ月に8~19日は参詣しており、最も日常的な信仰対象となっていた。これらの神社のうち、清荒神、火除天満宮は柳原家も定期的に参詣しており^{文4)}、近世公

家社会において広く信仰を集めていたと考えられる。

(2)上の諸社に次ぐ信仰対象となっていたのは、②上京に点在する柳原大神宮(=榊宮)、上御霊社、花御所八幡宮、③北野天満宮、紅梅殿、平野社、地神天満宮、毘沙門天の諸社であり、月に1~2度の頻度で参詣している。通理が②、③の諸社に参詣した具体的な要因については不明ながら、北野天満宮、紅梅殿はいずれも菅原道真を祭神としており、上の火除天満宮とともに、近世公

表4-1 久世家の寺社参詣日数

月\参詣先	①	②	③	④	⑤
	稲荷社, 清荒神, 火除天満宮	北野天満宮, 紅梅殿, 平野社, 地神天満宮, 毘沙門天	柳原大神宮, 花御所八幡宮, 上御霊社	伏見稲荷社, 牟谷稲荷社, 清水寺, 安井金比羅社, 祇園社等	上加茂社, 児社, 太田社, 三宅八幡宮, 玉山稲荷社, 赤山大明神, 下加茂社等
1	18	2	1	0	0
2	19	2	2	1	1
3	12	2	3	0	0
4	8	2	1	0	0
5	13	2	1	0	0
6	13	1	1	1	1
7	11	1	0	0	0

(参照)『御玄閔日記』200, 『日記』104, 『御役所日記』130(いずれも『山城国京都久世家文書』)

家社会に広く行われた天神信仰の一環として捉えられる。また、平野社には源氏の氏神が祀られていることが理由となっていたと考えられる。なお、②、③の諸社はいずれも久世家の屋敷より北に位置しており、まとめて参詣することもあったが、その一方で、参詣の途中で今宮社や七野社といった神社に立ち寄ることもあった。

(3)その他にも、2、5、6月には④伏見稲荷社、牟谷稲荷社、清水寺、安井金比羅社、祇園社、といった京都の東南部に所在する寺社へ、2、3月には⑤上加茂社、児社、太田社、三宅八幡宮、玉山稲荷社、赤山大明神、下加茂社といった北東部の寺社へ参詣している。文政4年は参詣先が詳細に記された「御玄閔日記」の下半期分を欠いているため、年間を通してどの程度④、⑤の寺社への参詣が行われていたかどうかは明確ではないが、他の年には8月以降も参詣しており(文政8年8月24日条)、①～③の諸社に比べ参詣の頻度は少ないものの、年間を通して参詣は続けられていたと考えられる。

(4)通理が日常的に参詣していた寺社は洛中・洛外に広がっていた。これらの参詣先を地図上に落としたものが図4-1である。ここからは、久世家の日常的な信仰対象となった寺社が京都の北部、東南部に集中しており、松尾社や東西本願寺といった南西部に所在する大寺社への参詣は認められない。

また、以上の寺社のうち、①については家来が代参することもあったが、②～⑤は通理が参詣する場合がほとんどであり、日常的な信仰形態において、家来の代参のみで済ませる寺社はなかったと考えられる。

このように、通理は洛中・洛外の寺社へ日常的に参詣していたが、屋敷内にも神社を設けていた。文政・天保期に当主であった通理は個人的に稲荷社を信仰していたようで、前述したように、広橋家邸内の稲荷社へ頻繁に参詣していたが、自身の屋敷内にも文政7年に伏見の稲荷社から稲荷大明神を勧請し^{註24)}、文政12年には屋敷内の東庭に稲荷大明神と柿本人麻呂を祀った人麻呂社を祀るための社殿を造営している(文政12年5月11日条)。

以上、久世家の寺社参詣についてみてきた。洛中・洛外の寺社への参詣は久世家の日常生活のなかに組み込まれていたが、なかでも、広橋家稲荷社、清荒神、火除八

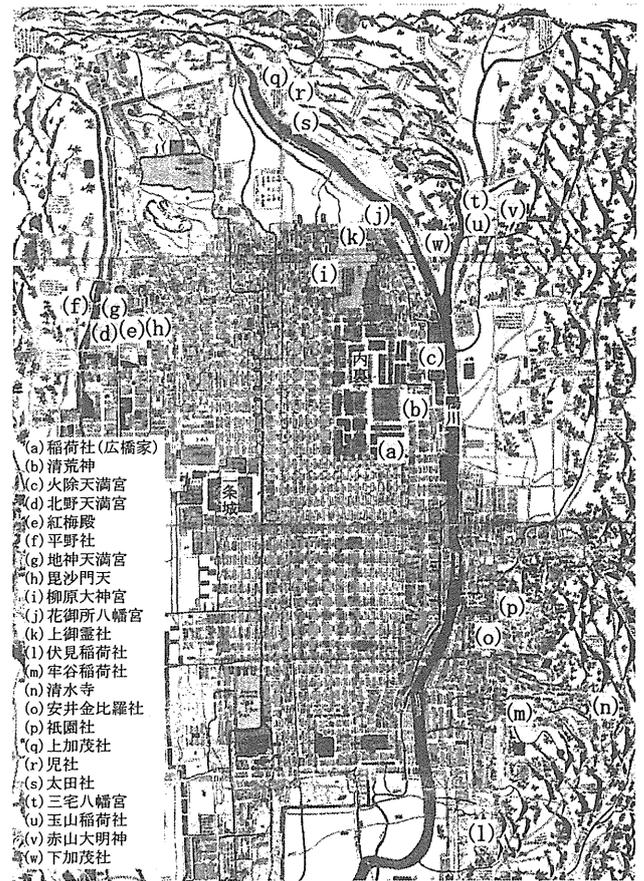


図4-1 久世家の寺社参詣先分布図
(参照)『京町細見大成』『別冊太陽 京都古地図散歩』(平凡社 1994)所収

幡宮への参詣が最も頻繁であり、石清水八幡宮に対する信仰とともに、日常的な信仰の中心に位置していた。また、それらの神社と比べると参詣の頻度は少ないものの、②～⑤の寺社へも年間を通して参詣しており、日常的な信仰の一部となっていたと考えられる。

おわりに

本研究では、堂上公家久世家に注目し、都市における生活の実態を居住形態・信仰形態を中心に検討してきた。久世家は近世を通して町人地に居住した。町での居住は、屋敷地獲得の過程でみたように、町中の意向に従うことが前提にあった。その点では、久世家も他の町人と同様の立場にあったと考えられ、公儀役・町役などを家として負担し、町の年中行事にも参加していた。だが、近世後期には、久世家は周辺の町人と比べ政治的・経済的に優越するようになっていたため、町側が金銀の貸借や、幕府からの負担回避において久世家へ依存することもあった。町側の優位性があらゆる局面で貫徹していたわけではなく、久世家と町中は相互に依存しつつ生活を営んでいたといえよう。

また、久世家は非生産的消費者であり、都市生活を営むためには安定的な生活必需品の供給が必要であった。そのため、久世家ではさまざまな商人・職人と出入・取

引関係を形成し生活していた。

さらに、こうした町における居住とともに生活の一部分を構成していたのが、仏事や寺社への参詣であった。久世家は葬送や回忌法会を通して寺院社会と結び付くとともに、日常的な寺社への参詣が生活の一部となっていたのである。

以上、本研究では久世家の都市における生活の実態について考察したが、その都市生活の一端を明らかにするに留まっており、なお検討課題は多く残されている。今後は、公家の都市生活の実態についてその詳細を明らかにするとともに、都市社会における公家社会の位置付けについてさらに検討を重ねる必要がある。

<注>

- 1) 戦前から1980年代にかけての近世都市史の研究動向については、伊藤毅氏が建築史学の分野からまとめている。伊藤毅「日本都市史」『建築史学』6 1986.3。また、80年代以降の近世都市史研究に関する研究成果については枚挙に遑ないが、『図集日本都市史』がその到達点を測るメルクマールとなっている。高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集 日本都市史』東京大学出版会 1993。
- 2) 代表的な研究として以下のものがある。内藤昌・大野耕嗣・高橋宏之・村山克之「近世初頭京都公家町の研究」1～7『日本建築学会東海支部研究報告』8～10 1970～72。杉森哲也「近世京都の成立—京都改造を中心」前掲佐藤・吉田編『都市社会史』。山口和夫「朝廷と公家社会」『日本史講座』6 近世社会論 東京大学出版会 2005。
- 3) 久世家の残した史料は、『京都久世家文書』、『山城国京都久世家文書』、『久世家文書』として明治大学刑事博物館、国文学研究資料館史料館、中央大学附属図書館にそれぞれ所蔵される。前2館所蔵分は古書店から購入したものである。中央大学所蔵分については入手に至る経緯が不明だが、これらの史料は元来一括して久世家に所蔵されていたものだと考えられる。
- 4) 図1-2のうち、①と②の間に不整形な屋敷地がある。明和4年(1767)の沽券状によると、福嶋屋嘉兵衛が地主となっている。その後文政期には、久世家は東今町に対して五軒役を負担しており、それまでにこの屋敷地は久世家の所持となったと考えられる。だが、買得に関する史料は残されておらず、買得時期や売主など詳細は不明である。よって、この屋敷地については表1-1に載せていない。
- 5) 「起源」『古久保家文書』史料番号113 京都府立総合資料館所蔵。
- 6) 「表町内帳箱ニ入有候書付類写」前掲『京都久世家文書』書冊・横帳の部ロー79。
- 7) 「役所日記」文書番号129 前掲『山城国京都久世家文書』。役所日記は久世家の家政機構が作成したもので、毎年1冊ずつ作成されることがほとんどである。「御役所日記」と題することもある。現存が確認できるのは、史料館が所蔵している文化9年(1812)から明治14年(1881)までのものだが、一部欠落している年もある。以下、役所日記からの引用については本文中に年月日のみを記すこととし、同館所蔵の史料についても史料名、史料番号のみを記す。
- 8) 天保9年「日次」(久世通理)『久世家文書』中央大学図書館所蔵 8月10日条。
- 9) 名代を立てた買得の場合、沽券状には持主として「久

世様」と記載され、その隣に名代の名前が付記される形式となっている。「家屋敷之事(沽券改に付割印)」前掲『京都久世家文書』書状の部イ-107。

- 10) 「沽券状写」前掲『京都久世家文書』書冊・横帳の部イ-66。
- 11) 元治元年には東今町俵屋長兵衛の家屋敷を、家来山崎志津磨を名代に立て買得している。だが、実際は天保10年に町に申し出ないまま、長兵衛との間で買得に至っていた(天保10年2月13日条、元治元年11月4日条)。
- 12) 文政5年に御太刀金具師松村弥三郎の拝領屋敷を借地した際には、表向きは屋敷地の西半分を借用することとなったが、実際は屋敷地全体を借地していた可能性が高い。文3)参照。
- 13) ここでいう公儀役とは寄宿役、人足役、自身番役など幕府から賦課される役を指し、町役とは幕府への年頭拝礼のための費用、大仲の廻勤入用、町代への給銀、年寄・五人組役、町運営に関わる諸経費などを指すものとする。
- 14) 「今町宿料入帳」837。
- 15) 「諸色御入用高見合覚」前掲『京都久世家文書』書冊・横帳の部ロー72。
- 16) 「御納戸銀拝借証文」1043、「御納戸銀拝借証文」1044。
- 17) 「祥雲院様御葬送御寺門御見送帳」1160。
- 18) 「祥雲院様御葬送御寺門町人御見送帳」1171。
- 19) 「祥雲院殿御法事方納下諸雜記控帳」895。
- 20) 「高秋院様御凶事御用内渡帳」、「(諸買物代料書出し綴)」1520, 1528。
- 21) 「日記」(久世通理) 107 文政10年5月朔日条。
- 22) 「日記」(久世通夏) 56 享保12年5月朔日条。
- 23) 「久世通理 日記他」前掲『京都久世家文書』書冊・横帳の部イ-17。
- 24) 「御役所日記抜萃」121。

<参考文献>

- 1) 登谷伸宏「17世紀後半における公家の集住形態について—近世以降創立・再興した公家を中心として」『建築史学』45 2005.9。
- 2) 登谷伸宏「堂上公家の町人地における屋敷地集積過程—久世家を例として—」『日本建築学会計画系論文集』581 2004.7。
- 3) 登谷伸宏「町人地における公家の屋敷地買得に関する考察」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』2003。
- 4) 登谷伸宏『近世における公家の集住形態に関する研究』京都大学大学院工学研究科提出博士論文 2006。
- 5) 秋山国三『近世京都町組発達史』法政大学出版局 1980。
- 6) 京都市歴史資料館編『京都町式目集成』叢書 京都の史料 3 1999。
- 7) 吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」『歴史学研究』534 1984.10(後に同『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会 1998)に所収)。
- 8) 岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房 2004。
- 9) 下橋敬長述、羽倉敬尚注『幕末の宮廷』東洋文庫 353 平凡社 1979。

<研究協力者>

政木 哲也 京都大学大学院工学研究科建築学専攻修士課程

<執筆分担>

登谷：第1章、2章、4章、岸：第3章